

## 新庄庁舎及び新庄健康福祉センターにおける空調設備等賃貸借業務 仕様書

### 1. 目的

新庄庁舎は築 33 年、新庄健康福祉センターは築 27 年を迎え、空調設備等の老朽化が著しく、室内環境の悪化に加え、機器効率低下に伴うエネルギーの過大消費を招いている。本事業は、施設利用者の快適性の確保及び省エネ化を主要な目的とし、高効率空調機器等への更新を行うものである。また、更新にあたり、民間事業者のノウハウの活用を図り、本事業を効率的かつ効果的に実施することで、本市の財政負担を最小かつ標準化しつつ、短期間での空調設備導入を実施するものである。

### 2. 対象施設及び規模

以下、2 施設を対象とする。

①名 称：新庄庁舎（葛城市柿本 166 番地）

構造・規模：鉄筋コンクリート造、地上 7 階

延床面積：6,334.985 m<sup>2</sup>

②名 称：新庄健康福祉センター（葛城市北花内 341 番地）

構造・規模：鉄筋コンクリート造、地上 3 階

延床面積：2,362.02 m<sup>2</sup>

### 3. 一般共通事項

- (1) 事業の着手に際し、事業計画書を作成すること。事業計画書には、全体工程及び施工エリア機器設置場所、設置方法を明記した図面を添付すること。
- (2) 本事業に関する工事は、下記に準拠すること。
  - ・本仕様書
  - ・国土交通省大臣官房庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書及び公共建築工事改修工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）平成 31 年度版  
（ただし、機器はメーカー標準仕様でも良いものとする）
- (3) 本事業に必要な官公署等に対する一切の手続き及び費用は受注者の負担とし、速やかに行うこと。
- (4) 本事業に関する工事期間中も原則として施設の運用は休止しない。停電を伴う作業日については、市担当者と協議の上決定すること。
- (5) 本事業に関する工事が完了した際は、市担当者の行う検査に合格することを要する。
- (6) 本事業に使用する材料、機器類については、事前に市担当者の確認を得ること。
- (7) 工事施工による発生材は、すべて場外適正処分とする。処分に関しては関係法令を遵守すること。
- (8) 本事業に関する工事完了後、引渡し日までは受注者の責任において設備の管理を行うこと。ただし、その間発注者が設備を使用したい場合は、受注者の指示に従い発注者が使用することを可能とする。
- (9) 本事業に関する工事に用いる電力及び水は、市支給とする。
- (10) 室内に用いるボード、接着剤、塗料等は JIS で定める F☆☆☆☆の製品を用いること。

4. 特記事項

①新庄庁舎

(1) 建築工事

設備工事に伴う内装工事(天井ボード撤去・復旧、同開口部補修、既設開口部閉鎖等) 一式

(2) 機械設備工事

別添機器表(別表1)に記載の既存設備同等以上の設備に更新すること。ただし、業務用マルチエアコン方式を採用する場合は、一括制御が可能であること。なお、4階の空調設備について現状では能力不足と思われるため、空調面積に対する能力が他フロアと同等となるように設備増強を考慮すること。加えて、4階サーバー室の空調機能を増強する必要があるため、既設機器同等以上の機器を新たに増設すること。**また増設する機器は、停電時に動作できるよう非常用発電機系統に接続するなど冷房機能を保持できるようにしてください。**

設備工事に伴う配管・ダクト工事 一式

設備工事に伴う既設機器・配管・ダクト等撤去 一式

※埋込機器や埋設管など、撤去困難なものは残置可

※別表1-2記載の機器については、故障しているため交換を行うこと。

※導入する設備は、国内メーカーを採用すること。

※空調整備のメーカー保証期間を令和5年5月31日までとすること。

(3) 電気設備工事

(2)に付随する動力設備・電気配線・配管工事 一式

※新庄庁舎は令和3年2月にLED更新済み。

(4) 中央監視装置更新工事

別添管理点数表(別表2)に合わせて更新すること。

中央監視装置更新工事に伴う制御盤・計装配線・配管工事 一式

(5) 共通

施工に伴う養生、試運転調整、廃材処分 一式

その他本業務に関する工事に付随するもの 一式

竣工図書作成(以下を工事完了時に提出すること)

名称	仕様	部数
竣工図	製本:A4(見開きA3)	3部
	データ:CD-ROM(DXF, JWW, PDF形式等)	1部
機器一覧	完成図、取扱説明書、保証書、試験成績書等	2部
連絡先リスト	故障時の対応を依頼する連絡先を記載したもの	2部
各種届出書類等		1部

補助金関連書類	申請する場合のみ関連書類を作成し、提出	1部
---------	---------------------	----

②新庄健康福祉センター

(1) 建築工事

設備工事に伴う内装工事(天井ボード撤去・復旧、同開口部補修、既設開口部閉鎖等) 一式

(2) 機械設備工事

別添機器表(別表3)に記載の既存設備同等以上の設備に更新すること。ただし、業務用マルチエアコン方式を採用する場合は、一括制御が可能であること。

設備工事に伴う配管・ダクト工事 一式

設備工事に伴う既設機器・配管・ダクト等撤去 一式

※導入する設備は、国内メーカーを採用すること。

(3) 電気設備工事

(2)に付随する動力設備・電気配線・配管工事 一式

別添機器表(別表4)に記載の照明器具をLED照明器具に更新すること。

照明更新工事に伴う電気配線・配管工事 一式

(4) 共通

施工に伴う養生、試運転調整、廃材処分 一式

その他本業務に関する工事に付随するもの 一式

竣工図書作成(以下を工事完了時に提出すること)

名称	仕様	部数
竣工図	製本:A4(見開きA3)	3部
	データ:CD-ROM(DXF, JWW, PDF形式等)	1部
機器一覧	完成図、取扱説明書、保証書、試験成績書等	2部
連絡先リスト	故障時の対応を依頼する連絡先を記載したもの	2部
各種届出書類等		1部
補助金関連書類	申請する場合のみ関連書類を作成し、提出	1部

(5) その他

新庄健康福祉センターについて、乳幼児健診及び大人の集団セット検診日(令和3年度健康カレンダー参照)、また、新型コロナウイルスワクチン集団接種日(未定)においては駐車場が満車となることが想定されるため、工事車両等の進入及び、駐停車は控えること。また、工期や作業方法について最大限利用者への配慮や工夫を行うこと。 ※乳幼児健診については午前中、大人の集団セット検診については午後以降はこの限りではない。